

令和6年11月

県有財産売払い入札（一般競争入札）案内

岩 手 県

入札案内

目次

1	入札のあらまし	2
2	県有財産売払い入札心得書	4
3	売払い物件一覧表（別紙1）	8
4	不動産売買契約書（別紙2）	9
5	入札に必要な書類等	
(1)	一般競争入札参加申込書（別紙3）	13
(2)	住民票の写し（個人の場合は、個人番号が記載されていないもの。法人の場合は、 法務局が発行する履歴全部事項証明書）	
(3)	印鑑登録証明書（法人の場合は法務局が発行する印鑑証明書）（入札者印）	
(4)	誓約書（別紙4）	14
(5)	委任状（別紙5） （代理人に入札を行わせる場合に必要となります。）	15
(6)	入札書（別紙6）	16
(7)	保証金充当申出書（別紙7）	17
(8)	保証金還付請求書（別紙8）	19
(9)	登記請求書（別紙9）	21
(10)	登記識別情報通知書受領書（別紙10）	22
(11)	落札内容の公表に関する同意確認書（別紙11）	23

入札のあらまし

1 売払い物件（土地・建物等）

別紙1をご覧ください。

2 現地説明会

(1) 現地説明会の日時等

別紙1記載の日時に、物件ごとに現地において30分程度実施する予定です。

(2) その他

現地説明会に参加された方には、入札参加申込に必要な書類をお渡ししますが、当日参加されなかった方でもお申し出があれば必要書類をお渡しします。

3 入札参加申込

(1) 参加申込期限

物件ごとに、別紙1記載の日時まで、必要書類を添付した一般競争入札参加申込書を各担当課あて提出して下さい。

なお、郵送の場合は、郵便書留によることとし、別紙1記載の日必着とします。

(2) 必要書類

○一般競争入札参加申込書（別紙3）

○住民票の写し（個人の場合は、個人番号が記載されていないもの。法人の場合は法務局が発行する履歴全部事項証明書）

○印鑑登録証明書（法人の場合は法務局が発行する印鑑証明書）

○誓約書（別紙4）

※ 住民票の写し及び印鑑登録証明書については、発行後3ヶ月以内のものを提出してください。

※ 共同で入札する（共有名義での所有を希望する）場合は、全員の住民票の写し等が必要になります。

4 入札の日時及び場所

(1) 入札の日時 別紙1記載の日時

(2) 入札の場所 別紙1記載の場所

(3) その他 郵便による入札は認めません。入札は物件ごとに行います。

5 その他

(1) 入札参加に当たっては、現地を十分に調査等を行ったうえでご参加願います。

(2) 入札参加申込書、入札書及び関係書類に押印する印鑑は、市町村（法人にあっては登記所（法務局））に登録されている印鑑（以下「印鑑登録印」という。）を使用してください。

(3) 入札執行前に、入札しようとする金額の100分の3以上の入札保証金を納付していただきますが、納入方法等について、各物件の担当課に予めご連絡ください。

なお、入札の結果、落札されなかった方には、入札保証金を還付いたしますが、その際、還付金の領収証に貼付する収入印紙（200円分）及び印鑑（印鑑登録印）が必要となります。

(4) 入札実施後、入札結果（応札者数、落札額、落札者の別（法人・個人））について、県のホームページ上で公表するとともに、第三者から電話等により問い合わせがあった場合は、情報提供を行います。

ただし、「落札額」については、公表（情報提供）することについて、落札者から同意が得られた場合についてのみ、公表（情報提供）します。

なお、落札者の同意確認のため、公表までに時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

- 6 連絡又はお問い合わせ先
別紙 1をご覧ください。

県有財産売払い入札心得書

(入札物件)

第1 売払い入札する県有財産（以下「本物件」という。）は、別紙1のとおりとします。

(留意事項)

第2 入札参加希望者は、実地を調査し県有財産の面積等を確認して、本入札心得書及び不動産売買契約書（別紙2）の各条項を承知の上、本物件1件ごとに所定の入札書（別紙6）により入札してください。

(申込期日)

第3 本物件の入札に参加を希望する者は、本物件1件毎に、別紙1記載の日時までに、必要書類を添付した一般競争入札参加申込書（別紙3）を別紙1記載の各担当室課に提出しなければ入札することができません。

なお、郵送の場合は、郵便書留によることとし別紙1記載の日必着とします。

また、提出された一切の書類はいかなる理由があっても返還しません。

(入札日)

第4 入札は、本物件1件ごとに、別紙1記載の日時及び場所において行います。

2 郵便による入札は認めません。

(法令上の制限等)

第5 入札者は、入札参加するに当たり本物件の法令上の規制等を熟知の上、参加してください。

(遵守事項)

第6 入札者は、本入札心得書のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければなりません。

(入札に参加することができない者)

第7 次に掲げる者は、入札に参加することができません。

- 1 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者
- 2 次の各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項（契約の履行の確保）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な請求を行った者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- 4 公有財産事務に従事する県の職員

(入札保証金)

- 第8 入札者は、入札日（入札執行前）に各自が見積もる金額の100分の3以上の入札保証金を、原則として現金（現金に代えて有価証券で納付しようとする場合は、入札日前に事前に担当課まで連絡してください。）で納付しなければなりません。
- 2 入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。
 - 3 入札保証金は、落札者を除くほか入札終了後に、これを還付します。
なお、還付の際に印鑑（印鑑登録印）が必要ですので、持参してください。
 - 4 落札者の入札保証金については、第18第3項の契約保証金の一部に充当することができます。
なお、この際、保証金充当申出書（別紙7-1）を提出してください。
また、落札者の入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、契約保証金の納付後において、保証金還付請求書（別紙8-1）を提出し、入札保証金の還付を請求してください。
 - 5 入札保証金の還付にあたっては、領収証に貼付する収入印紙（200円分）を準備してください。

(委任)

- 第9 入札申込者が代理人をもって入札しようとするときは、本物件1件ごとに委任状（別紙5）を提出してください。

(入札書の書き方等)

- 第10 入札書は、万年筆又はボールペンで入札者の住所・氏名を記入のうえ、押印してください。また、金額はアラビア数字（1, 2, 3, 0）の字体を使用し、本物件1件ごとの価格の総額を記入してください。記入の際は、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。
- 2 入札書は、県の担当者の指示に従って会場に設置された入札箱に入れてください。

(入札書の書き換え禁止等)

- 第11 入札者は、提出した入札書の書換え、引き換え又は撤回をすることができません。

(開札)

- 第12 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行います。

(入札の無効事由)

- 第13 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札、又はその権限を証する書面を提出せず、本県の確認を得ないで代理人がした入札
 - (2) 最低売却価格に達しない金額での入札
 - (3) 指定の日時までにしなかった入札
 - (4) 入札保証金を納付していない者の入札
 - (5) 入札者の記名押印がない入札
 - (6) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - (7) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
 - (8) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札したときは、その全部の入札
 - (9) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
 - (10) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
 - (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の変更)

第 14 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、入札執行担当職員は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがあります。

2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(落札者の決定方法)

第 15 落札者の決定は、本物件 1 件ごとに、次の方法により行います。

(1) 最低売却価格以上の価格で入札した方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした方が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。なお、入札者はこのくじ引きを辞退することができません。

(危険負担等)

第 16 落札者は、入札関係書に記載した面積その他について実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができません。

(入札保証金の帰属)

第 17 落札者が契約を締結しないときは、当該物件につき入札保証金は本県に帰属することになります。

(契約の締結)

第 18 売買契約は、落札決定の日から 30 日以内に、担当課において、不動産売買契約書により締結します。

2 契約の締結に当たっては、不動産売買契約書の貼付に必要な額の印紙及び第 7 第 1 項に該当しない旨の市町村（本籍地）等が発行する身分証明書を提出しなければなりません。

3 落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として売買代金の 100 分の 5 以上の金額を現金（現金に代えて有価証券で納付しようとする場合は、事前に担当課まで連絡してください。）で納付しなければなりません。

4 契約保証金は、その受入期間について利息を付けません。

5 契約保証金は、第 19 の売買代金の一部に充当することができます。

なお、この際、保証金充当申出書（別紙 7-2）を提出してください。

また、落札者の契約保証金を売買代金に充当しない場合は、売買代金の納付後において、保証金還付請求書（別紙 8-2）を提出し、契約保証金の還付を請求してください。

(売買代金の納付)

第 19 落札者は、本物件に係る契約締結後、県の発行する納入通知票により県の指定する期日（契約締結後、概ね 1 ヶ月）までに所定の金額（契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、売買代金から契約保証金を除く金額）を納付しなければなりません。なお、当該金額の納付は一括払いとします。

(用途制限)

第 20 落札者は、売買契約締結の日から 5 年を経過するまでの間、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業又は岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団の事務所の用に供することができません。

(所有権の移転時期)

第 21 本物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転するものとします。

(登記手続きの請求)

第 22 落札者は、売買代金完納後において、不動産売買契約書（別紙 2）第 5 に基づき、県に対して、所有権移転登記嘱託書に貼付する必要がある印紙及び所有権移転登記に係る登記請求書（別紙 9）を提出し、登記手続きを請求してください。

(落札者の譲渡制限)

第 23 落札者は、本物件につき、所有権登記前に、権利義務を第三者に譲渡することができません。

(登記識別情報通知書の受領)

第 24 県から所有権移転に係る登記識別情報通知書の交付があった場合は、落札者は、県に速やかに登記識別情報通知書受領書（別紙 10）を提出してください。

(公租公課等)

第 25 本物件の所有権移転に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担となります。

(提出書類に使用する印鑑)

第 26 落札者が提出する書類には、一般競争入札参加申込書に使用した印鑑（印鑑登録印）を使用してください。

(入札結果の公表)

第 27 入札実施後、入札結果（応札者数、落札額、落札者の別（法人・個人））について、県のホームページ上で公表するとともに、第三者から電話等により問い合わせがあった場合は、情報提供を行います。

ただし、「落札額」については、公表（情報提供）することについて、落札者から同意が得られた場合についてのみ、公表（情報提供）します。

2 前項の公表（落札額に限る。）に関する同意の有無について、落札者は、落札内容の公表に関する同意確認書（別紙 11）を提出してください。

売払い物件一覧表

物件 番号	所在地	用途、用途地域	種別等		数量(㎡)		最低売却 価格(円)	現地説明会日時	入札参加申込期限		入札の日時・場所	
			種別	土地 (建物付き)	公簿	実測			持参の 場合	入札参加申込期限	日時	入札の日時・場所
1	花巻市大通り一丁目389番	旧花巻大通合同公舎	種別	土地 (建物付き)	公簿	393.10	468,000	令和6年11月13日(水) 午後2時00分	持参の 場合	令和6年11月20日(水) 午後4時30分	日時	令和6年11月26日(火) 午後2時00分
		用途地域:商業地域	細目	宅地	実測	393.10			郵送の 場合	令和6年11月20日(水)	場所	花巻地区合同庁舎 2階 入札室
〔担当課〕 総務部管財課(住所:〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 電話:019-629-5037)												
2	奥州市水沢字勝手町2番1 外9筆	旧勝手町・川原小路公舎	種別	土地 (建物付き)	公簿	1,897.63	200,000	令和6年11月13日(水) 午前11時00分	持参の 場合	令和6年11月20日(水) 午後4時30分	日時	令和6年11月26日(火) 午前11時00分
		用途地域:第一種住居地域	細目	宅地	実測	1,896.82			郵送の 場合	令和6年11月20日(水)	場所	奥州地区合同庁舎 1階 第一会議室A
〔担当課〕 総務部管財課(住所:〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 電話:019-629-5037)												
3	盛岡市西松園四丁目14番10	盛岡青松支援学校校長公舎跡地	種別	土地 (更地)	公簿	680.69	13,750,000	令和6年11月14日(木) 午前10時00分	持参の 場合	令和6年11月22日(金) 午後5時00分	日時	令和6年11月28日(木) 午前11時00分
		用途地域:第一種低層住居専用地域(市街化区域)	細目	宅地	実測	680.69			郵送の 場合	令和6年11月22日(金)	場所	県庁舎 地下1階 入札室
〔担当課〕 教育委員会事務局教育企画室(住所:〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 電話:019-629-6156)												
4	奥州市前沢字平小路12番2	前沢高校校長公舎	種別	土地 (建物付き)	公簿	317.84	2,693,250	令和6年11月12日(火) 午前10時30分	持参の 場合	令和6年11月20日(水) 午後5時00分	日時	令和6年11月26日(火) 午後2時00分
		用途地域:第一種中高層住居専用地域	細目	宅地	実測	317.84			郵送の 場合	令和6年11月20日(水)	場所	奥州地区合同庁舎 1階 第一会議室A
〔担当課〕 教育委員会事務局教育企画室(住所:〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 電話:019-629-6156)												
5	奥州市前沢字平前39番3	前沢高校職員公舎	種別	土地 (建物付き)	公簿	372.46	2,127,180	令和6年11月12日(火) 午前11時30分	持参の 場合	令和6年11月20日(水) 午後5時00分	日時	令和6年11月26日(火) 午後2時30分
		用途地域:第一種中高層住居専用地域	細目	宅地	実測	372.46			郵送の 場合	令和6年11月20日(水)	場所	奥州地区合同庁舎 1階 第一会議室A
〔担当課〕 教育委員会事務局教育企画室(住所:〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 電話:019-629-6156)												
6	花巻市松園町1番30	旧花巻北高等学校職員公舎跡地	種別	土地 (更地)	公簿	3,781.16	20,970,000	令和6年11月13日(水) 午前11時00分	持参の 場合	令和6年11月21日(木) 午後5時00分	日時	令和6年11月26日(火) 午前11時00分
		用途地域:指定なし(非線引都市計画区域)	細目	宅地	実測	3,781.16			郵送の 場合	令和6年11月21日(木)	場所	花巻地区合同庁舎 2階 入札室
〔担当課〕 教育委員会事務局教育企画室(住所:〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 電話:019-629-6156)												
7	盛岡市愛宕町83番1及び83番8	旧盛岡東警察署長(下小路)公舎	種別	土地 (建物付き)	公簿	539.60	38,279,000 (建物に係る消費税209,000円含む)	令和6年11月11日(月) 午後3時30分	持参の 場合	令和6年11月22日(金) 午後5時00分	日時	令和6年11月28日(木) 午後1時30分
		用途地域:第一種住居地域	細目	宅地	実測	539.60			郵送の 場合	令和6年11月22日(金)	場所	県庁舎 地下1階 入札室
〔担当課〕 警察本部警務部会計課(住所:〒020-8540 盛岡市内丸8番10号 電話:019-653-0110)												
8	宮古市田老四丁目11番5	旧田老駐在所跡地(換地)	種別	土地 (更地)	公簿	342.47	3,904,000	令和6年11月13日(水) 午前11時00分	持参の 場合	令和6年11月22日(金) 午後5時00分	日時	令和6年11月27日(水) 午前11時00分
		用途地域:第一種住居地域	細目	宅地	実測	342.47			郵送の 場合	令和6年11月22日(金)	場所	宮古地区合同庁舎 1階 入札室
〔担当課〕 警察本部警務部会計課(住所:〒020-8540 盛岡市内丸8番10号 電話:019-653-0110)												
9	下閉伊郡山田町川向町502番9	旧山田交番跡地(換地)	種別	土地 (更地)	公簿	618.46	18,247,000	令和6年11月11日(月) 午前11時30分	持参の 場合	令和6年11月22日(金) 午後5時00分	日時	令和6年11月27日(水) 午前11時15分
		用途地域:商業地域	細目	宅地	実測	618.46			郵送の 場合	令和6年11月22日(金)	場所	宮古地区合同庁舎 1階 入札室
〔担当課〕 警察本部警務部会計課(住所:〒020-8540 盛岡市内丸8番10号 電話:019-653-0110)												
10	久慈市川崎町第2地割1番125	旧久慈警察署跡地	種別	土地 (更地)	公簿	2,439.14	58,750,000	令和6年11月13日(水) 午後2時30分	持参の 場合	令和6年11月22日(金) 午後5時00分	日時	令和6年11月27日(水) 午後2時30分
		用途地域:商業地域	細目	宅地	実測	2,439.14			郵送の 場合	令和6年11月22日(金)	場所	久慈地区合同庁舎 5階 入札室
〔担当課〕 警察本部警務部会計課(住所:〒020-8540 盛岡市内丸8番10号 電話:019-653-0110)												

※ 現地説明会へ参加希望の方は、資料準備の都合上、事前に担当課まで御連絡願います。
 ※ 入札保証金の窓口は、上記の入札場所と異なりますので、予め担当課にお問い合わせください。